

公告第 287 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 9 月 11 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 業務概要

- 1 業務名 日本遺産「一本の水路」RPG 開発企画運営業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
- 4 提案上限金額 ￥4,576,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

- 6 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
 - (3) 1 から4までの要件について、共同企業体の全構成企業が満たしていること。
 - (4) 5の要件について、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。

第3 実施要領等の入手方法

日本遺産「一本の水路」RPG 開発企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式（以下「実施要領等」という。）については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/160051.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課シティプロモーション係

電話 024-924-2621 メールアドレス gakuto@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和7年9月30日（火）午後5時15分まで（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階
郡山市文化スポーツ観光部観光政策課
- 3 提出方法 郵送又は持参による。

なお、郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。持参による提出の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 日本遺産「一本の水路」RPG 開発企画運営業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和

7年9月11日制定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、必要に応じヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)及び本プロポーザル実施要領による。

仕様書

1 業務名 日本遺産「一本の水路」RPG 開発企画運営業務

2 業務の目的

本業務では、日本遺産「一本の水路」RPG の開発を通じて、DX 技術を推進し、日本遺産に認定された地域の魅力を発信するとともに、事業の実施に当たりDX 人材に関わってもらうことで、郷土愛を醸成し関係・交流人口の創出を図るほか、観光誘客や地域活性化に寄与することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 基本方針

- (1) 日本遺産ストーリーのプロモーション及び本業務の目的達成に資するRPG を制作すること。
- (2) RPG の企画及び制作については、日本遺産「一本の水路」のストーリー等を熟知した上で行うこと。
- (3) ゲーム形式は日本遺産「一本の水路」のストーリーと親和性の高いRPG 形式とすること。
- (4) RPG のストーリーを進めることで、プレイヤーの日本遺産「一本の水路」に関する知識を高め、日本遺産認定ストーリーのプロモーション効果を高める内容にすること。

5 業務内容

本業務の目的を達成するため、基本方針に基づき次の(1) から(2) までの業務を実施すること。

(1) RPG のデモンストレーション版（以下「デモ版」という。）制作・モニタープレイ等の企画に関する業務

RPG 制作の進捗管理及び以下のアからオまでの業務を実施することとし、令和8年3月31日（火）までに完了すること。

なお、実施内容、開催時期及び会場等に関しては、発注者と協議の上決定すること。

ア 日本遺産ストーリーやその構成文化財を含む歴史や文化の要素を加味して、RPG のストーリーを提案し、デモ版の制作をすること。

イ 4 の基本方針を踏まえてRPG を制作すること。

また、GPS 機能を使用し、プレイヤーが日本遺産「一本の水路」の構成文化財をはじめ、日本遺産認定地域を実際に訪れる動機付けになるような内容をゲーム内に盛り込むこと。

ウ 発注者が実施するワークショップやプロモーションイベントにおいては、必要に応じ制作途中のRPG を提供するとともに、その他可能な範囲で協力及び支援を行うこと。

エ 上記ウのワークショップやプロモーションイベントの実施を通じて得られた、有用性の高いアイデア等は、RPG 制作において積極的に取り入れ、最大限に活用すること。

オ 事業の実施に関する報告書を作成し提出すること。なお、実施報告書には次に掲げる事項を含めること。

(ア) 構築した RPG の機能を説明する資料（例：フローチャート、RPG プレイ時の画像データ、収集されたデータの保管方法）

(イ) その他今後のフィードバックに活用できる資料や集計データ等

(2) フィードバック・検証・本番環境 RPG 制作等に関する業務

RPG 制作の進捗管理及び以下のアからカまでの業務を実施することとし、令和 9 年 1 月 29 日（金）までに完了すること。

なお、実施内容、開催時期及び会場等に関しては、発注者と協議の上決定すること。

ア (1) により制作したデモ版の制作実績や発注者が実施したワークショップ及びプロモーションイベントの結果から、フィードバックを行い、本番環境の RPG 完成のため、更なる磨き上げを行うこと。

イ 4 の基本方針を踏まえて RPG を制作すること。

また、GPS 機能を使用し、プレイヤーが日本遺産「一本の水路」の構成文化財等を現地訪問することで、特別アイテム等が得られる設定にするなど、観光誘客や交流人口増加へ向けた動機付けをゲーム内に設定すること。

ウ 発注者が実施するワークショップやプロモーションイベントにおいては、必要に応じ制作途中の RPG を提供するとともに、その他可能な範囲で協力および支援を行うこと。

エ 上記ウのワークショップやプロモーションイベントの実施を通じて得られた、有用性の高いアイデア等は、RPG 制作において積極的に取り入れ、最大限に活用すること。

オ ユーザーの動向やプレイ状況を的確に把握し、成果を測るため、RPG のダウンロード数や GPS 機能を利用した現地への訪問者数が把握できる仕組みを搭載すること。

カ 事業の実施に関する報告書を作成し提出すること。なお、実施報告書には次に掲げる事項を含めること。

(ア) 構築した RPG の機能を説明する資料（例：フローチャート、RPG プレイ時の画像データ、収集されたデータの保管方法）

(イ) その他今後のフィードバックに活用できる資料や集計データ等

6 その他、提案上限価格内で実施可能な企画提案（任意）

本仕様書に記載された業務以外で、本業務の提案上限価格の範囲内で企画できるものがあれば、提案すること。

7 成果品の納期

5 業務内容の（1）については令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

5 業務内容の（2）については令和 9 年 1 月 29 日（金）までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を統括的に指揮する業務責任者を選任し、市にその氏名を書面で通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。また、業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行について市に随時報告を行うものとする。
- (3) 業務に関する打合せ等を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ等に要する受注者の移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (4) 業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報、郡山市の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受注者等が所有する写真等を使用する場合には、著作権、肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (9) 本業務において制作された成果品は、契約期間に関わらず、市に帰属するものとする。
- (10) 不測の事態が発生した場合や、事業スケジュール等に重要な変更が生じる場合は、速やかに市に報告し、協議すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市及び受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上、当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。